

第78期 定時株主総会 招集ご通知



日 時

2022年1月29日（土曜日）午前10時



場 所

兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号
宝塚ホテル 1階 宝寿の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

【株主の皆様へ】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は極力お控えいただけますよう、お願い申し上げます。なお議決権は、郵送又はインターネット等によりご行使いただけますので、本「招集ご通知」の「議決権行使についてのご案内」に従って、ご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場の座席間隔を空けており、座席数が限られております。会場での感染リスクを抑えるためご入場をお断りする場合があります。
- ・ご入場の際の検温、消毒およびマスク着用にご協力をお願いいたします。
- ・本年度については、会場でのお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・本総会の様子をご自宅等でご覧いただけるよう、株主総会后（2022年2月5日予定）にインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hi-lex.co.jp/>）にて映像を事後配信いたします。配信に際しては、株主様の音声・画像等のプライバシーに配慮いたします。詳細は、当社ウェブサイト上のお知らせをご参照いただきますようお願い申し上げます。

目次

■第78期定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

(添付書類)

■事業報告	4
-------	---

■連結計算書類	26
---------	----

■計算書類	29
-------	----

■監査報告書	32
--------	----

■株主総会参考書類	37
-----------	----

証券コード 7279
2021年12月30日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株 主 各 位

兵庫県宝塚市栄町一丁目12番28号
株式会社ハイレックスコーポレーション
代表取締役社長 寺 浦 太 郎

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は極力お控えいただけますよう、お願い申し上げます。なお、議決権は、書面（郵送）またはインターネット等により行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁の「議決権行使についてのご案内」に従って2022年1月28日（金曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年1月29日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号
宝塚ホテル 1階 宝寿の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

- 第78期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第78期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hi-lex.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知に添付すべき書類のうち連結計算書類の連結注記表と計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hi-lex.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類への記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年1月29日（土曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年1月28日（金曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年1月28日（金曜日）
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

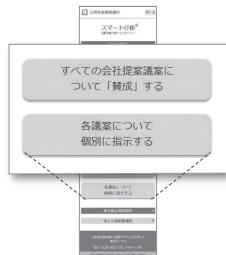
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

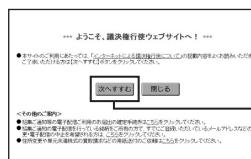
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

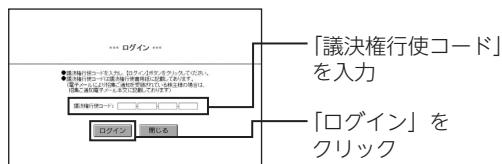
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

事業報告 (2020年11月1日から 2021年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中間の通商問題を巡る緊張、中国経済の動向、金融資本市場の変動、新型コロナウイルス感染症の変異ウイルスによる感染再拡大の影響に加え、世界的な半導体供給不足といった新たな問題も発生し、不透明な状況で推移いたしました。さらに、これらの状況が今後も継続し影響が長期化することも懸念されております。

各地域別での世界経済は、同感染症による深刻な影響が続くなかで、ワクチン接種の拡大等により、前年同期比では景気は緩やかな回復基調となっているものの、変異ウイルスによる感染再拡大への懸念に加え、世界的な半導体供給不足による生産活動への影響等、依然として予断を許さない状況となっております。

米国ではワクチン接種の拡大やバイデン政権による経済対策等により景気は回復傾向となっているものの、鋼材や非鉄金属価格の上昇、ナイロン樹脂材等の供給不安、自動車向け半導体の供給不足の長期化の影響が懸念されます。

中国では、政府による強力な感染症対策により、感染状況は落ち着いており、景気は堅調に推移している一方で、半導体の供給不足による自動車メーカーの減産等が懸念されます。

アジアでは、同感染症の感染拡大が続くなかで経済活動再開が進み、持ち直しの動きが見られたものの、東南アジアを中心に同感染症の感染拡大にともなう半導体を中心とした部品供給の停滞により、自動車メーカーの減産幅の拡大が懸念されます。

欧州ではワクチン接種が進んだことで規制緩和が進み、復調傾向となっているものの、変異ウイルスの感染再拡大や半導体の供給不足による自動車メーカーの減産等が、景気回復の下押し圧力となることが懸念されます。

日本経済におきましては、感染再拡大の深刻化による緊急事態宣言の再発令や半導体の供給不足による自動車メーカーの減産影響など、依然として先行きが不透明な状況が続くものと予測されます。

自動車業界におきましては、日本国内の自動車生産台数は前年同期比1.6%増の813万台となりました。海外では、米国の自動車生産台数は前年同期比7.5%増の940万台、中国の自動車生産台数は前年同期比8.0%増の2,647万台となりました。

このような状況のなか、当社グループでは、従業員および関係者の健康と安全を最優先事項とし、時差出勤やリモートワーク等の実施による同感染症防止策を徹底しつつ、生産性の向上や経費削減といった合理化による収益の確保に全社を挙げて努めてまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、世界各国の経済活動が前年の感染症による停滞から再開に転じたことから、中国、アジア、日本、北米および欧州など総じて顧客の生産が増加しましたが、一方で第3四半期以降に感染症の再拡大および世界的な半導体供給不足による自動車メーカーの減産の影響もあり、売上高は2,177億5千4百万円（前年同期比219億7千万円増、11.2%増）となりました。

営業損益につきましては、販売の回復に伴い前年同期比では増加となったものの、主に世界的な鋼

材・非鉄金属および樹脂材の高騰により材料コストが上昇したこと、世界的なコンテナ不足等により輸送コストが高止まりしたこと、米国を中心に感染症の影響による労働者不足に伴う生産効率の低下および人件費が急増したこと等の影響が第3四半期以降において当初の想定を大きく上回って推移したことから悪化し、当連結会計年度の営業利益は6億8千5百万円（前年同期は9億5千2百万円の営業損失）に留まりました。

経常利益は、主に受取配当金6億4百万円、受取利息3億9千5百万円および持分法による投資利益3億8千万円による収益を計上した影響等により、30億3千2百万円（前年同期比28億4千4百万円増）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、投資有価証券売却益45億4千2百万円、関係会社出資金売却益11億9千8百万円、受取保険金4億円、補助金収入3億4千7百万円および取用補償金1億8千7百万円を特別利益に計上した一方で、製品保証引当金繰入額15億5千7百万円および固定資産圧縮損2億9千7百万円を特別損失に計上したことから48億9千6百万円の親会社株主に帰属する当期純利益（前年同期は35億1千3百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

部門別の事業の概況

当社グループは、主として二・四輪用、産業機器用、医療機器用、住宅機器用、船舶用等の遠隔操作のコントロールケーブル及び四輪用ウインドレギュレータとそれらの付属品の製造並びに販売を行っております。

当社グループの部門別の売上高は次のとおりであります。

区 分	第 77 期	第 78 期	前 年 同 期 比
コントロールケーブル	61,185百万円	66,652百万円	108.9%
ウインドレギュレータ	53,042百万円	57,149百万円	107.7%
ドアモジュール	63,808百万円	74,922百万円	117.4%
その他	17,746百万円	19,029百万円	107.2%
計	195,784百万円	217,754百万円	111.2%

② 設備投資及び資金調達の状況

設備投資は、当社の新生産管理システムの構築及び生産設備増強、韓国子会社の生産設備増強を中心に、総額86億1千3百万円を実施いたしました。

また、新株式発行及び社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分	第 75 期 2018年10月期	第 76 期 2019年10月期	第 77 期 2020年10月期	第 78 期 (当連結会計年度) 2021年10月期
売 上 高	251,250百万円	240,002百万円	195,784百万円	217,754百万円
経 常 利 益	11,842百万円	8,295百万円	188百万円	3,032百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会 社株主に帰属する当 期純損失 (△)	5,524百万円	3,495百万円	△3,513百万円	4,896百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	145円32銭	91円94銭	△92円42銭	129円08銭
総 資 産	250,090百万円	243,002百万円	240,510百万円	248,033百万円
純 資 産	178,921百万円	177,835百万円	172,771百万円	180,546百万円
1株当たり純資産額	4,326円93銭	4,303円31銭	4,149円34銭	4,415円32銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第76期の期首から適用しており、第75期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の推移

区 分	第 75 期 2018年10月期	第 76 期 2019年10月期	第 77 期 2020年10月期	第78期(当期) 2021年10月期
売 上 高	60,217百万円	56,035百万円	44,981百万円	48,076百万円
経 常 利 益	6,555百万円	3,885百万円	2,742百万円	3,169百万円
当期純利益又は当期 純 損 失 (△)	4,126百万円	2,812百万円	△471百万円	3,736百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△)	108円55銭	73円97銭	△12円40銭	98円50銭
総 資 産	114,862百万円	119,946百万円	118,475百万円	119,181百万円
純 資 産	96,002百万円	100,357百万円	97,827百万円	97,804百万円
1株当たり純資産額	2,522円04銭	2,636円62銭	2,569円98銭	2,607円61銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第76期の期首から適用しており、第75期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
韓国 T S K 株式会社	大韓民国慶尚南道昌原市	6,077百万ウォン	100.0%	コントロールケーブル
出石ケーブル株式会社	兵庫県豊岡市	200百万円	100.0%	//
株式会社ハイレックス埼玉	埼玉県本庄市	291百万円	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
株式会社ハイレックス島根	島根県浜田市	450百万円	100.0%	//
株式会社ハイレックス関東	千葉県茂原市	96百万円	58.9%	コントロールケーブル
TSK of AMERICA INC.	米国ミシガン州バトル クリーク市	19百万米ドル	100.0%	持株会社
HI-LEX AMERICA INC.	米国ミシガン州バトル クリーク市	7百万米ドル	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル
HI-LEX CONTROLS INC.	米国ミシガン州リッチ フィールド市	3百万米ドル	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ他
HI-LEX MEXICANA,S.A.DE C.V.	メキシコケタロ州ケ レタロ市	36百万米ドル	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
HI-LEX INDIA PRIVATE LTD.	インドハルヤナ州グル グラム	3,420百万 インドルピー	100.0%	//
HI-LEX VIETNAM CO.,LTD.	ベトナムハイフォン市	211,091百万 ベトナムドン	93.7%	コントロールケーブル
但馬ティエスケイ株式会社	兵庫県豊岡市	56百万円	88.4%	//
PT. HI-LEX INDONESIA	インドネシアジャカル タ市	24,439百万 インドネシアルピア	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
PT. HI-LEX PARTS INDONESIA	インドネシアジャカル タ市	5,118百万 インドネシアルピア	100.0% (39.3%)	コントロールケーブル
HI-LEX CABLE SYSTEM CO.,LTD.	英国ウェールズ州ポー トタルボット市	4百万ポンド	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
重慶海徳世拉索系統集团有限公司	中華人民共和国重慶市	204百万元	63.0%	//
広州利時徳控制拉索有限公司	中華人民共和国広東省 広州市	28百万元	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル
重慶海徳世控制拉索系統有限公司	中華人民共和国重慶市	17百万元	100.0% (100.0%)	//
煙台利時徳拉索系統有限公司	中華人民共和国山東省 煙台市	101百万元	100.0%	//
大同ハイレックス株式会社	大韓民国仁川広域市	28,010百万ウォン	61.1%	ウインドレギュレータ他
HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC	ハンガリーレーチャー グ市	2,387千ユーロ	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
江蘇大同海徳世車門系統有限公司	中華人民共和国江蘇省 塩城市	65百万元	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ他
広東海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国広東省 広州市増城区	105百万元	100.0% (70.0%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
長春海徳世汽車拉索有限公司	中華人民共和国吉林省 長春市	45百万元	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
DAEDONG HI-LEX OF AMERICA INC.	米国アラバマ州チャン バース郡カセッタ市	8百万米ドル	100.0% (100.0%)	ドアモジュール
株式会社サンメディカル技術研究所	長野県諏訪市	90百万円	81.7%	医療用機器
HI-LEX RUS LLC	ロシア連邦サマラ州ト リヤッティ市	385百万ルーブル	91.2%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
HI-LEX EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国バイエル ン州シュヴァインフルト市	25千ユーロ	100.0%	//
大同ドア株式会社	大韓民国仁川広域市	47,829百万ウォン	97.4% (73.9%)	ドア・ラッチ他
江蘇大同多沃汽车配件有限公司	中華人民共和国江蘇省 張家港市	19百万元	100.0% (100.0%)	//
PT. HI-LEX CIREBON	インドネシア西ジャワ 州チルボン市	34,833百万 インドネシアルピア	100.0% (50.0%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
杭州海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国杭州市	120百万元	90.0% (90.0%)	//
HI-LEX AUTO PARTS SPAIN, S.L.	スペインカタルーニャ 州バルセロナ	3千ユーロ	100.0% (100.0%)	//
HI-LEX ITALY S.P.A.	イタリアキアーバリ	10,670千ユーロ	100.0% (20.1%)	ウインドレギュレータ及び ドアモジュール他
HI-LEX CZECH, S.R.O.	チェコモスト郡	8,361千ユーロ	100.0% (50.0%)	ドアモジュール他
株式会社ハイレックス宮城	宮城県栗原市	499百万円	100.0%	コントロールケーブル及びウイ ントレギュレータ他
HI-LEX DO BRASIL LTDA.	ブラジルサンパウロ州	60,266千リアル	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル及びウイ ントレギュレータ他
HI-LEX SERBIA D.O.O.	セルビアスレム郡スレ ムスカミドロビツァ市	167百万 セルビアディナール	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ
海徳世汽車部件(瀋陽)有限公司	中華人民共和国遼寧省 瀋陽市	1百万元	60.0% (60.0%)	//
HI-LEX DOOR INDIA PRIVATE LIMITED.	インドタミル・ナードゥ 州カーンチープラム	69百万 インドルピー	76.7% (76.7%)	ドア・ラッチ他
株式会社ハイレックスメディカル	東京都墨田区	200百万円	100.0%	医療用機器

- (注) 1. 当社の議決権比率の欄の()内は、間接所有で内数を記載しております。
2. 上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は43社、持分法適用関連会社は2社であります。
3. 当連結会計年度において、株式会社ハイレックスメディカルを新規設立し、連結の範囲に含めております。
4. 当連結会計年度において、従来持分法適用関連会社であった重慶永仁心医療器械有限公司の持分を一部売却したことに伴い、同社を持分法適用関連会社から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、環境規制対応により加速するEV化によるコントロールケーブル用途の減少、世界的原材料価格の上昇、国内外競合メーカーとの価格競争激化、コロナ禍にともなう中長期展望の見直し、各国通商政策の自動車業界への影響等、大きな変化に直面しており、経営環境が厳しいものになっております。そのような経営環境の中で、当社グループの強みであります世界16ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携しながら、お客様の要望に即応することでシェアを拡大していくことやお客様の期待を上回る新製品開発・拡販が、重要な経営課題となっております。

当社グループは、創業時の経営理念を一貫して追求し、次の3つを基本戦略として、経営課題に取り組んでまいります。

- I. ブレない軸で新しい道を進む
- II. 安心品質・高付加価値・低価格製品の実現
- III. グローバル人材の育成

そのための方策として、以下の5つを柱としております。

①市場開拓

欧州自動車メーカーをはじめ中国・インド市場の各自動車メーカーから新規受注を獲得し、新生産拠点の構築と生産能力の拡充を行い、新市場での拡販を進めてまいりました。これら新拠点の事業の経営安定化を早期に実現させてまいります。またグローバル全体の拠点では、当社ならではの新たな価値を持つ中核製品の拡充・拡販に取り組み、市場でのシェア拡大を図ってまいります。

また、非自動車分野における新市場の開拓を積極的に推進してまいります。

②開発強化

製品の素材と設計の最適化によって低コストで高品質化を図り、電子制御技術の強化と製品のインテリジェント化を推進し、お客様の期待を上回る新たな価値を持った製品をスピーディーに提案し、世界中のお客様に安心と喜びを届けてまいります。

また、パワーリフトゲート、電動アクチュエータ等のシステム製品の開発および医療機器、福祉関連機器、住宅関連機器等の非自動車分野の新製品開発に注力してまいります。

③グローバル価格

世界的原材料価格の上昇および自動車メーカーの生産販売のボーダレス化に対応すべく、当社グループの強みであります世界16ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携し、どの地域であっても当社グループの有する安心品質・高付加価値・低価格な製品を供給し、お客様の多様なニーズを先取りし、当社グループがOne Teamとなってお客様の立場に立って、要望に即応してまいります。

④安心品質

当社の品質方針である「4つの安心」（図面を鍛えて安心・4S（整理、整頓、清掃、整備）で安心・設備で安心・作業で安心）を全社で徹底し、品質管理のレベルを上げていくことで、世界中のどの拠点からでも安心してお客様に買っていただける体制を築いてまいります。

⑤グローバル人材

世界中のどこでもプロの技術で教えることのできるスキルと国際適応力を持ち、新しい活動の場に自ら進んで打って出る人材を育て、世界各国のグループ会社に派遣することによって、グローバル人材を育成してまいります。

(5) 主要な事業内容

事業内容	主要製品
コントロールケーブル事業	パーキングケーブル、トランスミッションケーブル、各種オープナー/リリースケーブル
ウインドレギュレータ他事業	ウインドレギュレータ、ドアモジュール、ドア・ラッチ、医療用機器、パワーリフトゲートシステム、電動アクチュエータ等システム製品

(6) 主要な拠点等

① 当社

営業拠点	本社営業課（兵庫県宝塚市）、宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、東京営業所（埼玉県狭山市）、名古屋営業所（愛知県豊田市）、浜松営業所（静岡県浜松市）、広島営業所（広島県安芸郡坂町）
生産拠点	医療機器事業部（兵庫県宝塚市）、三田工場（兵庫県三田市）、三田西工場（兵庫県三田市）、柏原工場（兵庫県丹波市）、三ヶ日工場（静岡県浜松市）

② 子会社

主要な子会社及びその所在地については「(3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
国内	1,651	38(減)
海外	11,214	127(増)
合計	12,865	89(増)

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
966	29(減)	41.5歳	16.8年

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,216,759株 (自己株式699,741株を含む)
 (3) 株主数 3,391名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
寺浦興産株式会社	9,536	25.41
公益財団法人寺浦奨学会	1,554	4.14
ビービーエイチフォーファイデリティロープライズドストックファンド (プリンシパルオールセクターサブポートフォリオ)	1,393	3.71
日本生命保険相互会社	1,259	3.35
西川ゴム工業株式会社	1,034	2.75
本田技研工業株式会社	850	2.26
株式会社アルファ	806	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	806	2.14
株式会社三菱UFJ銀行	739	1.97
ビーエヌワイエムアズエージーティクライアantz 10パーセント	735	1.96

(注) 持株比率は自己株式(699,741株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	1,599株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告15頁「4. 会社役員に関する事項(2)取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。
 2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、当年度中に以下の通り取締役会決議を行い、自己株式を取得いたしました。

取締役会決議日	2021年6月4日
取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	291,900株
取得価額	499,856,600円
取得日	2021年6月7日から2021年8月31日まで
取得理由	経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行及び株主への利益還元のため

取締役会決議日	2021年9月3日
取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	280,800株
取得価額	499,928,400円
取得日	2021年9月6日から2021年10月19日まで
取得理由	経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行及び株主への利益還元のため

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

新株予約権の名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権1個当たりの払込金額	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間	役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）		
							新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
第1回新株予約権	2009年12月14日	2,346個	普通株式 2,346株	707円	1円	2009年12月21日～ 2029年12月20日	2,346個	2,346株	2人
第2回新株予約権	2010年12月13日	4,539個	普通株式 4,539株	1,026円	1円	2010年12月20日～ 2030年12月19日	4,539個	4,539株	2人
第3回新株予約権	2011年12月16日	3,013個	普通株式 3,013株	1,013円	1円	2012年1月17日～ 2032年1月16日	3,013個	3,013株	2人
第4回新株予約権	2012年12月14日	3,518個	普通株式 3,518株	1,252円	1円	2013年1月16日～ 2053年1月15日	3,518個	3,518株	2人
第5回新株予約権	2013年12月13日	2,909個	普通株式 2,909株	2,295円	1円	2014年1月15日～ 2054年1月14日	2,909個	2,909株	3人
第6回新株予約権	2014年12月12日	2,357個	普通株式 2,357株	3,076円	1円	2015年1月14日～ 2055年1月13日	2,357個	2,357株	3人
第7回新株予約権	2015年12月11日	1,412個	普通株式 1,412株	3,102円	1円	2016年1月13日～ 2056年1月12日	1,412個	1,412株	3人

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

1. 新株予約権者は、取締役を退任した日の翌日から10日を経過するまでの日に限り本新株予約権を行使することができる。
 2. 新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	寺浦 實	TSK of AMERICA INC. CEO 株式会社サンメディカル技術研究所代表取締役 株式会社ハイレックスメディカル代表取締役
代表取締役社長	寺浦 太郎	HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO
代表取締役副社長	中野 充宏	当社人事総務・経理・情報管掌兼営業管掌兼調達管掌兼原価企画管掌兼医療機器事業管掌兼内部統制管掌兼技術開発管掌兼海外事業管掌 韓国 T S K 株式会社代表取締役社長
取締役	正木 靖子	弁護士 生活協同組合コープこうべ員外監事 株式会社ノーリツ社外取締役（監査等委員）
取締役	加藤 徹	
取締役	赤西 芳文	弁護士
取締役	吉川 博巳	株式会社CureApp社外取締役
常勤監査役	松本 耕一	
監査役	吉竹 英之	税理士
監査役	小林 佐敏	税理士
監査役	太田 克実	税理士 株式会社くろがね工作所社外監査役

- (注) 1. 取締役正木靖子、取締役加藤徹、取締役赤西芳文及び取締役吉川博巳の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉竹英之、監査役小林佐敏及び監査役太田克実の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役吉竹英之、監査役小林佐敏及び監査役太田克実の3氏は、税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役正木靖子、取締役加藤徹、取締役赤西芳文、取締役吉川博巳、監査役吉竹英之、監査役小林佐敏及び監査役太田克実の7氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 取締役の報酬等の基本方針

- a. 当社取締役の報酬は、企業グループの経営者としての役割・職責に応じた報酬体系とします。
- b. グループ企業価値・業績の中長期にわたる持続的な向上を図るインセンティブとして機能し、株主を始めとするステークホルダーと利益意識を共有できるものとします。
- c. 株主や社員をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たせるように、客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定されるものとします。

ロ. 取締役の報酬の水準

取締役報酬の水準については、信頼できる外部調査機関のデータに基づき、経営環境を考慮したうえで、同業もしくは同規模の他企業との比較による報酬水準などを勘案しつつ、役職に応じた金額を適宜・適切に設定します。

ハ. 取締役の報酬の構成

当社の取締役の報酬は、固定報酬である月次報酬、変動報酬として、短期業績に連動した賞与及び中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ報酬として信託を用いた業績連動型株式報酬制度から構成するものとします。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、期待される役割に応じた月次での固定報酬のみとし、業績連動報酬等の変動報酬は支給しません。

二. 取締役の基本報酬(金銭報酬)の個人別の額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その支給割合及び算定等の手続きについては、関連する社内規定に基づき、役位、職責、前年業績等に応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

短期業績に連動した賞与については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益及び各取締役担当部門の業績への貢献度を勘案して算出された額を、賞与として毎年、一定の時期に支給します。業績指標と、賞与の算出方法は、適宜、環境の変化に応じて後述ト.の指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしします。

中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ報酬である信託を用いた業績連動型株式報酬制度については、非金銭報酬として当社株式を交付します。その額は、社内規定に基づき、賞与と同様に各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益を業績指標とし、対象となる受益者の役位を基礎とした一定の算定方法により決定され、事業年度ごとに株式交付ポイントとして付与されます。ポイントを付与された取締役に對しては、その退任時に株式交付ポイントの累積値に応じた数の当社株式を交付します。

ハ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、株主総会で決議された取締役の報酬額の上限を考慮し、同業もしくは同規模の他企業との比較による報酬水準などを勘案しつつ、役職に応じた報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行います。業績連動報酬の割合については、業績が悪化した場合を除き、原則としてその割合が10%~50%の範囲となるよう検討したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

注)業績連動報酬は、役員賞与（金銭報酬）と当社株式（非金銭報酬）に区分されます。

ト. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項及び任意の諮問機関に関する事項

個人別の報酬額については代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分及び業績連動型株式報酬の株式交付の基礎となるポイント数の算定とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の下に任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、同委員会に原案を諮問し答申を得るものとしします。同委員会は対象者の役位、責務、実績等を総合的に勘案したうえで審議を行い、その結果を取締役に答申します。上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないものとしします。

a. 指名報酬委員会の構成内容

取締役会決議により選定された3名以上の委員（うち、過半数は独立社外取締役）で構成されます。

b. 指名報酬委員会の機能

取締役及び執行役員報酬等に係る基本方針等について、対象者の役位、責務、実績等を総合的に勘案したうえで審議を行い、その結果を取締役に答申します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		金 銭 報 酬		非 金 銭 報 酬	
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬 (賞 与)	業 績 連 動 報 酬 (株 式 報 酬)	
取 締 役 (うち社外取締役)	104百万円 (11)	104百万円 (11)	－百万円 (－)	0百万円 (－)	8名 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	32 (19)	32 (19)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	137 (30)	136 (30)	－ (－)	0 (－)	12 (7)

- (注) 1. 支給額の内、社外取締役を除く取締役および監査役に対する賞与につきましては、当期の業績目標が大幅未達となったことを真摯に受け止め、2022年1月29日開催予定の第78期定時株主総会につきましても役員賞与支給の議案をお諮りしないことといたしました。
2. 上表には、2021年1月23日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益であり、その当事業年度における実績は、連結売上高2,177億5千4百万円、連結営業利益6億8千5百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社グループにおける経営上の目標の達成状況を判断するための重要な指標であり、業績連動報酬に係る指標に適しているものと判断したからであります。また、その業績連動報酬の額または数の算定方法は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式に関する事項 (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5. 上記の株式報酬の額には、業績連動型株式報酬制度に基づき当事業年度において取締役が付与した株式交付ポイントに対応する株式報酬費用が含まれております。
6. 取締役の報酬限度額は、2009年1月24日開催の第65期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は2名）です。
また、2016年1月23日開催の第72期定時株主総会において、株式報酬として取締役に取得させる株式の総数として、一事業年度当たり当社株式9,000株相当を上限（社外取締役は付与対象外）とすると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
7. 監査役の報酬限度額は、1993年1月23日開催の第49期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
8. 取締役会は、代表取締役社長 寺浦太郎に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定及び業績連動型株式報酬の株式交付の基礎となるポイント数の算定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
9. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先会社名	兼職の内容
取締役	正木靖子	生活協同組合コープこうべ 株式会社ノーリツ	員外監事 社外取締役（監査等委員）
取締役	吉川博巳	株式会社CureApp	社外取締役
監査役	太田克実	株式会社くろがね工作所	社外監査役

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 正木靖子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された2回のうち2回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程において客観的・中立的立場での確な関与・助言をいただいております。
取締役 加藤 徹	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社法等法律研究の第一人者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された2回のうち2回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程において客観的・中立的立場での確な関与・助言をいただいております。
取締役 赤西芳文	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された2回のうち2回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程において客観的・中立的立場での確な関与・助言をいただいております。
取締役 吉川博巳	2021年1月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 吉竹英之	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 小林佐敏	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 太田克実	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 取締役吉川博巳氏は、2021年1月23日開催の第77期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて職務を執行した行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより被保険者が被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反であることを認識して行った行為に起因する損害は填補の対象としないこととしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る報酬等の額 (公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額)	56百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社である、韓国TSK株式会社ほか23社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

当社は、「経営理念（創業の理想）」として「①この仕事を通じて社会に貢献する」、「②この仕事を通じて立派な人を創る」を掲げ、「創業の理想」を実現するために「経営信条」、「社訓」を経営方針として定め、経営理念、経営方針を継承、実践していく上での倫理規範、行動規範を明確にした「アクション・ガイドライン」を制定しております。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、コンプライアンス委員会の機能をもち、コンプライアンスの推進を統括し、当社をはじめグループにおける基本政策の決定、全体的な監督を行います。
 - ② 拠点長、部門長をコンプライアンス・オフィサーとし、その指導、教育のもと、「アクション・ガイドライン」及び「コンプライアンス・マニュアル」に則り、コンプライアンスを実践しその定着を図ります。
 - ③ コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関して、従業員が直接通報、相談することのできる制度「内部通報者保護規定」等を通じて、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図ります。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会その他重要な会議の意思決定に係る情報、社長決裁その他の重要な決裁に関する情報、業務・財務に関する重要な情報等取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規定」に従い、記録し保存、管理します。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 品質、市場変動、災害、環境、情報セキュリティ、コンプライアンスなど損失をもたらす危険の管理については、取締役会において当該危険の認識、評価、対応方針等を検討、決定した上で、規定・ガイドラインの制定、教育の実施、マニュアルの作成・配布や対策実施に係る指導、点検等を行います。
 - ② 新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合、取締役会において速やかに対応責任者となる役員（執行役員を含む）及び担当部門を決定します。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 経営管理の意思決定機関として「取締役会」を定期的開催し、取締役の審議により機動的に意思決定を行います。
 - ② 任意の機関として「経営会議」を定期的開催し、経営、業務執行に係る基本的事項や重要事項、取締役会付議事項に関する事前検討や方針決定を多面的かつ効率的に行います。
 - ③ 取締役会の決議により執行役員を選任し、代表取締役及び取締役が決定した業務の執行を委任します。執行役員は、求めに応じて取締役会に随時出席し、必要事項の報告、説明を行います。
 - ④ 「職務権限規定」、「決定権限規定」、「業務分掌規定」により明確化された権限、役割分担に基づき、代表取締役、取締役、執行役員は、職務を執行します。

- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規定」に基づき、関係会社の事業に関する承認、報告の受理、経営・業務に関する連絡の保持を行い、当社グループ全体の経営の健全性を確保します。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、子会社及び関連会社（以下「子会社等」という）の損失の危険に関して内部規定を定めており、当該部門または子会社等を管掌ないし担当する取締役は、重大な災害等のリスク、事業等のリスク等が発生した場合に、規定等に基づく適切な対応を行うこととしております。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役、担当取締役は、定期的に内外関係会社を訪問し、業務運営状況を検証するとともに必要な改善指示、当社による支援の手配等を実施します。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 監査役及び内部統制監査室は、連携して関係会社の実地監査を実施します。
- ② 実地監査に際しては、当該関係会社の法定監査を担当している監査法人とも協議し、その妥当性を検証したうえで、必要な改善の指導・勧告を行います。
- (6) 反社会的勢力を排除するための体制
当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の取引や利益供与は行いません。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役がその職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役がその職務を補助するための機関として、監査役直属の監査役室を設置し、監査役の求めに応じて監査役の監査を補助するスタッフを置くこととしております。
- ② 監査役室のスタッフの任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。
- ③ 監査役室のスタッフは、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合には、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとするにより、スタッフに対する指示の実効性を確保しております。
- ④ 監査役会は、内部統制監査室と、それぞれの年度監査計画策定時に協議を行う他、監査結果に関する情報を共有するなど、連携し、また牽制しながら監査業務を遂行します。

- (8) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ① 監査役は、随時、必要に応じて当社の取締役、従業員、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者から業務執行、遂行状況を聴取します。
- ② 監査役は、当社工場その他の拠点並びに内外関係会社に対し、計画的に実地監査に赴き、現状の把握、問題点の指摘、是正勧告を実施します。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び当社グループは、前号(1)の③に掲げる内部通報者保護規定及びそれに準じる内部規定において、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けない旨を定めております。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役監査に関する社内規定を定め、監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求、当該請求に係る費用または債務を処理する手順を定めており、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の職務執行を監査します。
- ② 監査役は、全ての稟議書並びにその他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性の確保、及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社及び当社グループの内部統制システムの整備・運用を行います。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス教育の一環として、当社全社員及び子会社幹部社員を対象としたコンプライアンスに係る社内研修を実施する等、コンプライアンス意識の向上を図るための改善活動を継続的に実施しております。
- (2) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、副社長直轄部門である内部統制監査室が、内部統制監査計画書（財務報告の基本方針）に基づき、内部監査を実施しております。
- (3) 情報セキュリティ対策の一環として、情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ教育を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付等（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）のうち、当社の取締役会の同意を得ていないものをいいます。）に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、会社の支配権の移転を伴う大規模買付等の中には、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しており、これらの大規模買付等が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みの遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益及び当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、2019年12月13日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランは、2020年1月25日開催の当社第76期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ております。

(2) 不適切な支配の防止のための取り組み

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が買付者等との交渉を行う機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

すなわち、本プランは、大規模買付等を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出して頂き、当社取締役会がその大規模買付等を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとする大規模買付ルールを定めるものです。

当社取締役会は、独立役員として証券取引所に届け出をしている社外取締役及び社外監査役で構成する独立委員会を設置し、独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。

買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問した上で、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除き、独立委員会の勧告に従い対抗措置の発動、不発動を決定します。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.hillex.co.jp/>）に「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）」として掲載されております。

(3) 不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の

利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

① 株主意思の反映

本プランは、2020年1月25日開催の当社第76期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、その有効期間は当社第76期定時株主総会終結のときから2023年1月頃に開催予定の当社第79期定時株主総会の終結の時までの3年間とされており、株主の皆様の意思の尊重に最大限の配慮を行っております。また、大規模買付等を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、対抗措置を発動するのは、買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定されております。

② 独立性の高い社外者の判断と情報開示

独立役員として届出をしている社外取締役及び社外監査役により独立委員会を構成することにより、当社の業務を執行する経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

③ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

④ 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主の皆様にとっての収益性と今後の収益予想や将来の事業展開等を考慮し、長期的な安定配当を維持していくことを基本方針としております。環境変化等に応じた内部留保レベルと長期的な安定配当及び連結での配当性向を考慮した配当政策を実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、企業体質の強化を図りながら、市場ニーズに応えるため製品開発、合理化設備、海外市場開拓及び海外生産拠点の充実等に効果的に投資してまいります。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり17円00銭とする予定であります。年間配当金では、中間配当金17円00銭と合わせて34円00銭とする予定であります。

なお、期末配当金につきましては、株主総会の決議事項といたします。

連結貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	122,262	流 動 負 債	50,747
現金及び預金	42,843	支払手形及び買掛金	25,599
受取手形及び売掛金	32,427	短期借入金	3,568
電子記録債権	1,437	1年内返済予定の長期借入金	1,418
有価証券	8,528	未払法人税等	2,689
商品及び製品	11,338	賞与引当金	1,868
仕掛品	2,944	役員賞与引当金	17
原材料及び貯蔵品	16,937	製品保証引当金	3,099
その他	6,461	その他	12,487
貸倒引当金	△656	固 定 負 債	16,739
固 定 資 産	125,761	長期借入金	1,872
有形固定資産	63,010	繰延税金負債	10,745
建物及び構築物	21,754	退職給付に係る負債	2,080
機械装置及び運搬具	22,502	その他	2,041
工具器具備品	2,926	負 債 合 計	67,487
土地	8,163	(純資産の部)	
建設仮勘定	5,429	株 主 資 本	143,217
その他(純額)	2,234	資本金	5,657
無形固定資産	3,778	資本剰余金	7,847
のれん	1,671	利益剰余金	131,001
その他	2,106	自己株式	△1,287
投資その他の資産	58,972	その他の包括利益累計額	22,259
投資有価証券	51,842	その他有価証券評価差額金	26,246
長期貸付金	18	為替換算調整勘定	△3,716
退職給付に係る資産	542	退職給付に係る調整累計額	△271
繰延税金資産	2,245	新株予約権	76
その他	5,395	非支配株主持分	14,992
貸倒引当金	△1,072	純 資 産 合 計	180,546
繰 延 資 産	9	負 債 ・ 純 資 産 合 計	248,033
資 産 合 計	248,033		

連結損益計算書

(2020年11月 1日から
2021年10月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上	高価		217,754
	価		194,158
販売	管理		23,595
	費		22,910
営業	利益		685
	受取	利息	395
営業	受取	当	604
	受取	投資	380
営業	受取	差	225
	受取	術	100
営業	受取	収	269
	受取	収	89
営業	受取	他	799
	受取	用	
営業	受取	息	164
	受取	他	38
営業	受取	費	316
	受取	益	
営業	受取	却	69
	受取	却	4,542
営業	受取	却	1,198
	受取	却	219
営業	受取	入	400
	受取	入	187
営業	受取	入	347
	受取	入	
営業	受取	入	8
	受取	入	64
営業	受取	入	297
	受取	入	1,557
営業	受取	入	
	受取	入	
営業	受取	入	2,958
	受取	入	△1,075
営業	受取	入	
	受取	入	
営業	受取	入	1,928
	受取	入	8,068
営業	受取	入	
	受取	入	
営業	受取	入	1,882
	受取	入	6,186
営業	受取	入	
	受取	入	
営業	受取	入	1,290
	受取	入	4,896

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年11月1日 期首残高	5,657	7,343	127,635	△339	140,296
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,523		△1,523
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,896		4,896
自己株式の取得				△1,000	△1,000
自己株式の処分		4		51	56
連結範囲の変動			△6		△6
連結子会社株式の取得による持分の増減		499			499
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	503	3,366	△948	2,921
2021年10月31日 期末残高	5,657	7,847	131,001	△1,287	143,217

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
2020年11月1日 期首残高	27,501	△9,595	△436	17,469	112	14,893	172,771
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,523
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,896
自己株式の取得							△1,000
自己株式の処分							56
連結範囲の変動							△6
連結子会社株式の取得による持分の増減							499
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）	△1,254	5,879	165	4,789	△35	99	4,853
連結会計年度中の変動額合計	△1,254	5,879	165	4,789	△35	99	7,775
2021年10月31日 期末残高	26,246	△3,716	△271	22,259	76	14,992	180,546

貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：百万円)

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,196	流動負債	10,569
現金及び預金	8,366	買掛金	4,160
受取手形	323	未払金	1,630
電子記録債権	1,364	未払費用	258
売掛金	7,584	未払法人税等	2,029
有価証券	2,103	前受金	6
商品及び製品	1,745	預り金	90
仕掛品	668	賞与引当金	823
材料及び貯蔵品	887	製品保証引当金	1,566
前払費用	286	その他	2
未収入金	1,258	固定負債	10,808
1年内回収予定の長期貸付金	41	長期未払金	188
その他の貸倒引当金	623	繰延税金負債	10,415
	△58	退職給付引当金	3
固定資産	93,985	役員株式給付引当金	46
有形固定資産	8,055	資産除去債務	151
建物	2,535	その他	2
構築物	110	負債合計	21,377
機械及び装置	1,617	(純資産の部)	
車両搬入品	12	株主資本	71,483
工具、器具及び備品	263	資本金	5,657
土地	2,507	資本剰余金	7,168
建設仮勘定	1,007	資本準備金	7,105
無形固定資産	1,291	その他資本剰余金	63
特許権	2	自己株式処分差益	63
借地権	152	利益剰余金	59,945
ソフトウェア	92	利益準備金	727
ソフトウェア仮勘定	1,030	その他利益剰余金	59,217
電話加入権	6	配当準備金	5,900
施設利用権	5	研究開発積立金	13,200
投資その他の資産	84,638	固定資産圧縮積立金	27
投資有価証券	47,790	別途積立金	35,100
関係会社株	22,292	繰越利益剰余金	4,990
関係会社出資	9,996	自己株式	△1,287
従業員に対する長期貸付金	15	評価・換算差額等	26,244
関係会社長期貸付金	2,104	その他有価証券評価差額金	26,244
破産更生債権等	583	新株予約権	76
長期前払費用	862	純資産合計	97,804
前払年金費用	383	負債・純資産合計	119,181
保険立金	892		
その他	300		
貸倒引当金	△583		
資産合計	119,181		

損益計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	48,076
売上原価	42,935
売上総利益	5,141
販売費及び一般管理費	4,821
営業利益	319
受取利息	68
受取配当金	1,488
受取技術料	909
為替差益	299
電力販売収益	89
その他の収益	113
営業外費用	
支払利息	1
電力販売費用	38
その他の費用	79
経常利益	118
特別利益	3,169
固定資産売却益	23
投資有価証券売却益	4,542
関係会社出資金売却益	1,235
受取保険金	400
収用補償金	187
特別損失	
固定資産除却損	29
関係会社株式評価損	666
関係会社出資金評価損	1,553
製品保証引当金繰入額	1,557
税引前当期純利益	3,807
法人税、住民税及び事業税	2,223
法人税等調整額	△209
当期純利益	5,750
	2,014
	3,736

株主資本等変動計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本														
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金									
		資 準 備	本 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		剰 余 金	利 剰 余 金	益 金 計			
						配 準 備	当 金	研 究 固 定 資 産 別 積 立 金	開 立 金	積 立 金	繰 上 途 金	繰 上 途 金	越 益 金	利 剰 余 金	益 金 計
2020年11月1日期首 残 高	5,657	7,105	58	7,164	727	5,900	13,200	27	36,600	1,277					57,732
事業年度中の変動額															
固定資産圧縮積立金の取崩し									△0			0			-
別途積立金の取崩し										△1,500		1,500			-
剰余金の配当												△1,523			△1,523
当期純利益												3,736			3,736
自己株式の取得															
自己株式の処分			4	4											
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)															
事業年度中の変動額合計	-	-	4	4	-	-	-	△0	△1,500	3,713					2,213
2021年10月31日期末 残 高	5,657	7,105	63	7,168	727	5,900	13,200	27	35,100	4,990					59,945

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2020年11月1日期首 残 高	△339	70,214	27,501	27,501	112	97,827
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩し		-				-
別途積立金の取崩し		-				-
剰余金の配当		△1,523				△1,523
当期純利益		3,736				3,736
自己株式の取得	△1,000	△1,000				△1,000
自己株式の処分	51	56				56
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)			△1,256	△1,256	△35	△1,292
事業年度中の変動額合計	△948	1,268	△1,256	△1,256	△35	△23
2021年10月31日期末 残 高	△1,287	71,483	26,244	26,244	76	97,804

招 集 公 告

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年12月9日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイレックスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年12月9日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2020年11月1日から2021年10月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月9日

株式会社ハイレックスコーポレーション 監査役会

常勤監査役	松	本	耕	一	㊟
監査役（社外監査役）	吉	竹	英	之	㊟
監査役（社外監査役）	小	林	佐	敏	㊟
監査役（社外監査役）	太	田	克	実	㊟

以 上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保及び連結での配当性向にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通配当を1株につき金17円00銭とさせていただきたいと存じます。

総額637,789,306円

(2)剰余金の配当が効力を生じる日

2022年1月31日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1)増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2)減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	寺浦太郎 (1977年5月12日生) 再任	2002年9月 当社入社 2012年1月 当社執行役員 2013年1月 当社常務取締役 2013年12月 当社インドチェンナイ事業管掌 2018年1月 当社専務取締役 2018年6月 当社グローバル営業本部管掌兼欧州事業管掌 2020年1月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO	73,582株
<p>【取締役候補者とした理由】 2020年1月に当社代表取締役社長に就任し、世界16カ国の拠点を軸に、その豊富な経験や知識を活かして事業のグローバルな展開における経営判断や意思決定を行い、自動車業界の大変革期における課題に果敢に挑戦する等、当社グループが今後も持続的な成長を果たすうえで、適切な経営判断と意思決定が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。</p>			
2	正木靖子 (1955年4月8日生) 再任 社外 独立	1982年4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会））（現任） 2004年4月 関西学院大学大学院司法研究科教授 2008年1月 当社取締役（現任） 2008年4月 兵庫県弁護士会会長 2011年4月 日本司法支援センター（法テラス）兵庫 地方事務所所長 2013年4月 近畿弁護士会連合会理事長 2014年6月 生活協同組合コープこうべ員外監事（現任） 2018年3月 株式会社ノーリツ社外監査役 2018年4月 日本弁護士連合会副会長 2019年3月 株式会社ノーリツ社外取締役（監査等委員）（現任）	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 正木靖子氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、また複数の弁護士会で要職を歴任される等、豊富な経験と深い見識を有しておられます。 当社においては、社外取締役として、豊富な経験を活かし、法律の専門家としての有益な提言をいただき、また指名報酬委員会の委員として出席し、積極的に意見を述べていただきました。 上記の理由から、当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員としての的確な関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	かとう とおる 加藤 徹 (1942年6月23日生) 再任 社外 独立	1969年4月 大阪大学法学部助手 1993年1月 法学博士(早稲田大学)(現任) 1997年4月 関西学院大学法学部教授 2011年4月 名古屋経済大学大学院法学研究科教授 関西学院大学名誉教授(現任) 2012年1月 当社取締役(現任) 2016年4月 名古屋経済大学名誉教授(現任)	-株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 加藤徹氏は、大学教授、学会理事などを歴任され、豊富な経験と、会社法等法律研究の第一人者としての深い知見を有しておられます。 当社においては、社外取締役として、法律研究者としての有益な提言をいただき、また指名報酬委員会の委員として出席し、積極的に意見を述べていただきました。 上記の理由から、当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員としての確かな関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。			
4	あかにし よしふみ 赤西 芳文 (1948年3月5日生) 再任 社外 独立	1972年4月 最高裁判所司法研修生 1974年4月 神戸地方裁判所判事補 1992年4月 大阪法務局訟務部付検事 1993年4月 大阪法務局訟務部長 2007年1月 神戸家庭裁判所長 2008年10月 大阪高等裁判所判事部総括 2013年6月 弁護士登録(大阪弁護士会)(現任) 2013年9月 大阪府公益認定等委員会委員 2014年4月 近畿大学法科大学院教授(現任) 2017年1月 当社取締役(現任)	-株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 赤西芳文氏は、裁判官としてのキャリアが長く、豊富な経験と深い見識を有しております。 当社においては、社外取締役として、法律の専門家としての知識・経験に基づく有益な提言をいただきました。 上記の理由から、当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役としての確かな関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p>よし かわ ひろ み 吉川博巳 (1953年5月13日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1976年4月 大塚製薬株式会社入社 2001年7月 大塚製薬株式会社取締役 2007年7月 大塚製薬株式会社常務取締役 2009年4月 株式会社大塚製薬工場専務取締役 2017年3月 株式会社大塚製薬工場顧問 2017年9月 株式会社エムネス取締役 2018年11月 株式会社エムネス取締役COO 2021年1月 当社取締役(現任) 2021年2月 株式会社CureApp顧問 2021年5月 株式会社CureApp社外取締役(現任)</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 吉川博巳氏は、複数の企業で取締役等の要職を歴任し、他業界における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 当社においては、社外取締役として、当社取締役会における経営判断および経営監督の妥当性・適正性の確保に重要な役割を果たしており、企業経営者としての豊富な経験を活かした有益な助言・提言を行っております。 上記の理由から当社の経営全般にわたる課題の指摘や提言をいただくことにより、当社の持続的な成長、企業価値の向上、経営の健全性の確保並びにコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 正木靖子、加藤徹、赤西芳文及び吉川博巳の4氏は社外取締役候補者であります。4氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって正木靖子氏は14年、加藤徹氏は10年、赤西芳文氏は5年、吉川博巳氏は1年となります。
3. 当社は、正木靖子、加藤徹、赤西芳文及び吉川博巳の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、4氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、正木靖子、加藤徹、赤西芳文及び吉川博巳の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、4氏が原案どおり選任されますと、引き続き独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その概要は、事業報告「4. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」20頁に記載のとおりです。本総会において、各候補者が原案どおり選任されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第2号議案が承認された場合の取締役会の構成および専門性と経験

取締役候補者の専門性と経験に基づき、当社が各取締役に特に期待する分野は以下の通りであります。なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

番号	氏名	当社における地位	社外	企業経営 経営戦略	製造 研究開発	営業 マーケティング	海外事業	法務 コンプライアンス リスク管理	財務会計	人事・労務 人材開発	他社での 経営経験	指名報酬 委員会	ジェンダー
1	寺 浦 太 郎	代表取締役社長		●	●	●	●		●	●		●	男
2	正 木 靖 子	取 締 役	●					●				●	女
3	加 藤 徹	取 締 役	●					●				●	男
4	赤 西 芳 文	取 締 役	●					●					男
5	吉 川 博 巳	取 締 役	●	●	●	●	●		●	●	●		男

※上記一覧表は、各氏の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役吉竹英之氏は辞任されます。つきましては、同氏の補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者上田隆司氏は、監査役吉竹英之氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款第34条の規定により、監査役吉竹英之氏の任期が満了する2024年1月頃に開催予定の当社第80期定時株主総会終結の時までの2年間となります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株 式の数
うえだ たかし 上田隆司 (1958年6月5日生) <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 独立 </div>	1981年4月 大阪国税局採用 2018年7月 右京税務署長就任 2019年8月 税理士登録(現任)	一株
【社外監査役候補者とした理由】 上田隆司氏は、税理士であり、また税務署長を務めるなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門の見地から適切な監査を行うことが期待できると判断したため、このたび社外監査役候補者いたしました。なお、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上田隆司氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 本総会において、上田隆司氏が原案どおり選任されますと、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 本総会において、上田隆司氏が原案どおり選任されますと、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その概要は、事業報告「4. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」20頁に記載のとおりです。本総会において、上田隆司氏が原案どおり選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, starting from the line containing the characters 'メ' and '毛'.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, starting from the line containing the characters 'メ' and '毛'.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, starting from the line containing the characters 'メ' and '毛'.

株主総会会場ご案内略図

会場

兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号
宝塚ホテル 1階 宝寿の間



交通
機関



阪急電鉄「宝塚駅」徒歩4分
JR宝塚線「宝塚駅」徒歩7分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

HI-LEX

株式会社ハイレックスコーポレーション

**UD
FONT**

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。